



埼玉県報

第711号
令和8年(2026年)
4月17日
金曜日

目次

告示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（人事課）
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく介護補償の支給金額（人事課）
- 彩の国だより印刷業務に関する入札公告（入札課）
- 令和8年度狩猟免許試験並びに適性試験及び更新講習の実施（みどり自然課）
- 高速液体クロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計（LC-MS/MS）の賃貸借に関する入札公告（衛生研究所）
- 上里土地改良区の役員就任届（本庄農林振興センター）
- 羽生領島中領用排水路土地改良区の役員就任届（加須農林振興センター）
- 神川町土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 埼玉県土木設計積算システム構築業務委託に関する入札公告（建設管理課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 勤務情報管理システム用サーバ等機器の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 放置駐車違反管理システム機器等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 交通事故分析システム用サーバ機器等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 特定計量器定期検査(集合検査)（計量検定所）
- 特定計量器定期検査(指定定期検査機関の巡回検査)（計量検定所）
- 令和8年度埼玉県労働委員会あっせん員候補者の氏名等の公示（審査調整課）

正誤

- 正誤(公安委員会第1号)（警務課）

告示

埼玉県告示第二百六十八号

平成四年埼玉県告示第五百三十五号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正し、令和八年四月十七日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和八年四月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

表を次のとおり改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、七九九円	一四、五九七円
二十歳以上二十五歳未満	六、二六〇円	一四、五九七円
二十五歳以上三十歳未満	六、八七四円	一六、一九一円
三十歳以上三十五歳未満	七、一五七円	一九、六一〇円
三十五歳以上四十歳未満	七、五三四円	二二、四九九円
四十歳以上四十五歳未満	七、六九七円	二四、〇八四円
四十五歳以上五十歳未満	八、〇〇七円	二六、二三八円
五十歳以上五十五歳未満	七、八二一円	二六、八六八円
五十五歳以上六十歳未満	七、五三六円	二七、九四九円
六十歳以上六十五歳未満	六、四五〇円	二三、二三七円
六十五歳以上七十歳未満	四、四〇〇円	一七、七五五円
七十歳以上	四、四〇〇円	一四、五九七円

告 示

埼玉県告示第二百六十九号

平成八年埼玉県告示第千五百五十七号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく介護補償の支給金額について）の一部を次のように改正し、令和八年四月十七日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和八年四月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

表常時介護を要する状態の項中「八万五千四百九十円」を「九万七千九百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「四万二千七百円」を「四万五千四百円」に改める。

告 示

埼玉県告示第二百七十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年四月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

彩の国だより印刷業務 約1,280,000部×9回

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 納入場所

埼玉県が別途指定する場所及び広報課

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「印刷の請負」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 池田 電話048-830-5780(直通) 電子メールa2720-01@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年6月5日(金)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年6月4日(木)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年6月5日(金)午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和8年6月5日(金)午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和8年5月21日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和8年4月23日（木）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Printing of the Sai-no-kuni monthly newsletter, about 1,280,000
copies per month

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Friday, June 5, 2026

By Registered Mail: 5:00 pm, Thursday, June 4, 2026

In Person: 10:00 am, Friday, June 5, 2026

(3) Contact Information:

General Affairs • Supplies Procurement Group, Bidding Services
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5780

告示

埼玉県告示第二百七十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験並びに法第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習を次のとおり実施する。

令和八年四月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 狩猟免許試験

イ 免許の区分、試験の期日及び会場並びに狩猟免許申請書の提出期限

免許の区分	期日	会場	提出期限	
			電子申請の場合	窓口持参の場合
網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟	令和八年 七月十七 日（金）	埼玉県県民 活動総合セ ンター	令和八年六 月十五日（月）	令和八年六 月十八日（木）
網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟	令和八年 七月二十 六日（日）	埼玉県県民 活動総合セ ンター	令和八年六 月二十九日 （月）	令和八年七 月一日（木）
網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟	令和八年 八月十八 日（火）	埼玉県県民 活動総合セ ンター	令和八年七 月二十一日 （火）	令和八年七 月二十四日 （金）
網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟	令和八年九 月五日 （土）	東松山市民 文化センタ ー	令和八年八 月三日（月）	令和八年八 月六日（木）
網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟	令和九年一 月二十三 日（土）	埼玉県県民 活動総合セ ンター	令和八年十 二月十四日 （月）	令和八年十 二月十七日 （木）
わな猟	令和九年二 月五日 （金）	東松山市民 文化センタ ー	令和八年十 二月十四日 （月）	令和八年十 二月十七日 （木）
				令和九年十 二月二十二 日（火）

ロ 受験資格

試験当日において、次の(1)から(3)までに該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 法第四十条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 狩猟免許試験の受験を禁止されていない者

ハ 受験案内の入手方法

令和八年五月八日(金)より、みどり自然課ホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/pet/choju/shuryo/index.html>) からダウンロードするほか、各環境管理事務所でも入手すること。

ニ 申請方法

- (1) インターネットによる場合

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力するとともに、受験案内で指定する電磁的記録を添付すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県みどり自然課ホームページ(<https://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/pet/choju/shuryo/index.html>)で案内する。

- (2) 持参による場合
また、申請完了のメールが届いた後に、受験案内で指定する書類を、受験者の住所地を管轄する環境管理事務所に提出すること。

受験案内で指定する狩猟免許申請書その他の書類を、受験者の住所地を管轄する環境管理事務所に持参すること。

ホ 狩猟免許申請手数料

五千二百円(法第四十九条第一号に掲げる者にあつては三千九百円)を受験案内で指定する方法により納付すること。

ヘ 試験の方法

- (1) 試験は、次に掲げる科目について行う。

区分	科目
適性試験	視力 聴力 運動能力
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理

技能試験	<p>網猟免許にあつては、猟具の使用の是非の判別及び架設並びに鳥獣の判別</p> <p>わな猟免許にあつては、猟具の使用の是非の判別及び架設並びに獣類の判別</p> <p>第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては、猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別</p>
------	---

(2) 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対して行う。

(3) 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に係るものを免除する。

ト 狩猟免許申請書の入手方法

狩猟免許申請書は、令和八年五月八日（金）から受験案内で指定する方法により入手すること。

チ その他

受験者が申し込んだ試験会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

二 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性試験及び講習

イ 適性試験及び講習の期日及び会場並びに免許更新申請書の提出期限

期 日	会 場	提出期限		
		申 請	書類提出	窓口持参の場合
令和八年七月八日（水）	三郷市文化会館	令和八年六月十六日（火）	令和八年六月十九日（金）	令和八年六月二十四日（水）
令和八年七月十二日（日）	さいたま市民会館いわつき	令和八年六月十六日（火）	令和八年六月十九日（金）	令和八年六月二十四日（水）
令和八年八月二十一日（金）	深谷市花園文化会館アドニス	令和八年八月四日（火）	令和八年八月七日（金）	令和八年八月十二日（水）
令和八年九月二日（水）	秩父宮記念市民会館	令和八年八月十二日（水）	令和八年八月十七日（月）	令和八年八月二十日（木）
令和八年九月六日（日）	東松山市民文化センター	令和八年八月十八日（火）	令和八年八月二十一日（金）	令和八年八月二十六日（水）

ロ 対象者

次の(1)から(3)までに該当する者

(1) 県内に住所を有する者

(2) 令和八年九月十四日に有効期限が満了となる狩猟免許を受けている者

(3) 法第四十条第二号から第四号までのいずれにも該当しない者

ハ 更新案内の入手方法

令和八年五月八日(金)より、みどり自然課ホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/pet/choju/shuryo/index.html>) からダウンロードするほか、各環境管理事務所でも入手すること。

ニ 申請方法

(1) インターネットによる場合

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力するとともに、更新案内で指定する電磁的記録を添付すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県みどり自然課ホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/pet/choju/shuryo/index.html>) で案内する。

また、申請完了のメールが届いた後に、更新案内で指定する書類を、受験者の住所を管轄する環境管理事務所に提出すること。
(2) 持参による場合

更新案内で指定する狩猟免許更新申請書その他の書類を、受験者の住所を管轄する環境管理事務所に持参すること。

ホ 狩猟免許更新申請手数料

二千九百円を更新案内で指定する方法により納付すること。

ヘ 適性試験及び講習の科目

区分	科目
適性試験	視力 聴力 運動能力
講習	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理

ト 狩猟免許更新申請書の入手方法

狩猟免許更新申請書は、令和八年五月八日(金)から更新案内で指定する方

法により入手すること。

チ その他

申請者が申し込んだ適性試験及び講習の会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

告 示

埼玉県告示第二百七十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年四月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

高速液体クロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計（LC-MS/MS）
の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和8年8月1日（土）から令和15年7月31日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県衛生研究所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者で、営業品目が「大分類：理化学機器、小分類：元素抽出・分析装置（クロマトグラフなど）」に登録された者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排

除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒355-0133 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地1 埼玉県衛生研究所食品化学担当 高橋 電話0493-59-9416（直通） 電子メールp534995a@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年6月5日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年6月4日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年6月5日（金）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県衛生研究所 令和8年6月5日（金）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項第1号、第3号又は第4号の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和8年5月20日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和8年5月7日（木）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通）
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease for a High-Performance Liquid Chromatography-Triple
Quadrupole Mass Spectrometer

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:30 a.m., Friday, June 5, 2026

By registered mail: 5:00 p.m., Thursday, June 4, 2026

In person: 10:30 a.m., Friday, June 5, 2026

(3) Contact Information:

Food Chemistry Group

Saitama Prefectural Institute of Public Health

410-1 Ewai, Yoshimi-machi, Hiki-gun

Saitama-ken 355-0133, Japan

Phone: 0493-59-9416

告 示

埼玉県告示第二百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、上里土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年四月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
----	----	----

理事	伊藤 明 廣	埼玉県児玉郡上里町大字三町三百六十四番地
----	--------	----------------------

告 示

埼玉県告示第二百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、羽生領島中領用排水路土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年四月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	小峰 裕幸	埼玉県羽生市大字小須賀千二十五番地
同	木村 欽一	同 加須市岡古井千二百三十九番地

告 示

埼玉県告示第二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和八年四月十四日認可した。

令和八年四月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

神川町土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県児玉郡神川町

告 示

埼玉県告示第二百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年四月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県土木設計積算システム構築業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年2月29日（火）まで

(4) 履行場所

埼玉県県土整備部建設管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係

がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (7) 平成28年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国、都道府県又は政令指定都市から土木積算システム構築業務を元請として受託し、誠実に履行した実績を有する者であること。
- (8) プロジェクトマネージャーとなる者は、平成28年4月1日から本件入札の公告日までの間に完了した土木積算システム構築業務（国、都道府県又は政令指定都市が発注したものに限る。）の実務経験を有すること。
- (9) 入札に参加できるのは単独の事業者とし、複数の事業者による共同事業者でないこと。
- (10) 本件入札の公平性を図る観点から、次に掲げる事業者又はその関係事業者（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。）でないこと。
 - ア 調達仕様書の作成に直接関与した受託者（再委託先等を含む。）
 - イ パッケージ適用・開発等のプロジェクト管理支援事業者（プロジェクトの全部又は一部におけるプロジェクトの管理上生ずる作業について、PMOを支援する事業者をいう。）

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整備部建設管理課土木積算担当 長嶋、秋山、森田 電話048-830-5196（直通） 電子メールa5190-04@pref.saitama.lg.jp
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。
 - イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。
- (3) 技術提案書及び入札書の受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和8年5月21日（木）から令和8年6月26日（金）午後5時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和8年5月21日（木）から令和8年6月26日（金）午後5時まで（必着）

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県県土整備部建設管理課 令和8年6月29日（月）午後1時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和8年5月15日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の技術評価項目書の必須項目を全て満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者の決定をする。

なお、低入札価格調査制度に係る調査基準価格を設定しているため、調査基準価格の110分の100の価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する（詳細は、入札説明書による。）。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和8年5月15日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Civil Engineering Design and Cost Estimation System for Saitama Prefecture.

(Contract for the construction of the Saitama Prefecture Civil Engineering Design and Cost Estimation System.)

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 5:00 p.m., June 26, 2026

By registered mail or in person: 5:00 p.m., June 26, 2026

(3) Contact Information:

Construction Management Division

Department of Prefectural Land Development

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-5196

告 示

埼玉県告示第二百七十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和八年四月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―九―七号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県ふじみ野市福岡宇川通八百五十八番三外三百八十八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九万九千五百八十六・四八立方メートル

告 示

埼玉県告示第二百七十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和八年四月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―五〇―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県富士見市大字鶴馬（元大井分）字大沼千二百九十八番一外三十八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六万七千六百五十五立方メートル

告 示

埼玉県告示第二百七十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和八年四月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―四五―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市西区大字中釘千七十九外百八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千九十六・〇六立方メートル

告 示

埼玉県告示第二百八十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年四月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

勤務情報管理システム用サーバ等機器の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和13年12月31日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部警務部警務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 香崎 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法及び問合せ先

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
警務部警務課給与係 大田 電話048-832-0110 内線2653

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年7月2日（木）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年7月1日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年7月2日（木）午前9時50分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和8年7月2日（木）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和8年6月5日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、上記2(5)に定める競争入札参加資格については、納入する物品について機能証明書等を作成し、令和8年6月5日（金）午後3時までに上記3(3)の場所に提出し、確認を得なければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 8 年 5 月 7 日 (木) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: A lease of server for attendance management system

(2) Time - limit for tender:

[By electronic tender system] by 9:50 a.m. on July 2, 2026

[By registered mail] by 5:00 p.m. on July 1, 2026

[In person] by 9:50 a.m. on July 2, 2026

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県告示第二百八十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年四月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

放置駐車違反管理システム機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和14年2月29日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部交通部交通指導課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 香崎 電話048-832-0110 内線2247

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法及び問合せ先

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒362-0011 埼玉県上尾市大字平塚1281番地5 埼玉県警察本部交通部交通
指導課駐車運用係 須永 電話048-832-0110 内線761-374

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年6月12日（金）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年6月11日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年6月12日（金）午前9時50分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和8年6月12日（金）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和8年5月18日（月）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、上記2(5)に定める競争入札参加資格については、納入する物品について機能証明書等を作成し、令和8年5月18日（月）午後3時までに上記3(3)の場所に提出し、確認を得なければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書及び特定調達契約に係る競争入札参加予定連絡票（別記様式 4）を令和 8 年 4 月 24 日（金）午後 5 時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775（直通））に提出し、資格審査を受けること。ただし、この申請は通常の競争入札参加資格申請の例外となるため、入札参加資格を得ても参加できるのは本案件のみとなる。

また、入札の方法は紙によるものとする。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: A lease of illegal parking management system

(2) Time - limit for tender:

[By electronic tender system] by 9:50 a.m. on June 12, 2026

[By registered mail] by 5:00 p.m. on June 11, 2026

[In person] by 9:50 a.m. on June 12, 2026

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県告示第二百八十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年四月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

交通事故分析システム用サーバ機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和14年2月29日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部交通部交通総務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 香崎 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法及び問合せ先

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
交通部交通総務課事故分析係 齋藤 電話048-832-0110 内線5044

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年6月30日（火）午前10時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年6月29日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年6月30日（火）午前10時50分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和8年6月30日（火）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和8年6月5日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、上記2(5)に定める競争入札参加資格については、納入する物品について機能証明書等を作成し、令和8年6月5日（金）午後3時までに上記3(3)の場所に提出し、確認を得なければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 8 年 5 月 7 日 (木) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: A lease of Server Device etc. for Traffic Accident Analyzing System

(2) Time - limit for tender:

[By the electronic tender system] by 10:50 a.m. on June 30, 2026

[By registered mail] by 5:00 p.m. on June 29, 2026

[In person] by 10:50 a.m. on June 30, 2026

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和八年四月十七日

埼玉県計量検定所長 深野 成 昭

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期 日	時 間	場 所
東秩父村	令和八年五月二十六日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	東秩父村役場正面 駐車場
越 生 町	令和八年五月二十八日 及び同月二十九日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	いるま野農業協同 組合越生支店駐車 場
戸 田 市	令和八年六月二日及び 同月三日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	戸田市役所南側駐 車場
蕨 市	令和八年六月四日及び 同月五日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	安全安心課生活環 境係駐車場
鳩 山 町	令和八年六月八日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	鳩山町役場北側 （屋根付き）駐車場
ときがわ町	令和八年六月九日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	ときがわ町体育セ ンター駐車場

小川町	令和八年六月十一日及び同月十二日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	リリースおがわ来場者駐車場北側
滑川町	令和八年六月十七日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	滑川町コミュニティセンター駐車場
毛呂山町	令和八年六月十八日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	毛呂山町役場来客駐車場
嵐山町	令和八年六月十九日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	嵐山町ふれあい交流センター駐車場
飯能市	令和八年六月二十二日	午前十時から正午まで	名栗地区行政センター駐車場
		午後一時から三時まで	原市場地区行政センター駐車場
	令和八年六月二十三日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	吾野地区行政センター駐車場
		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	飯能市役所駐車場
日高市	令和八年七月一日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	日高市役所車庫倉庫棟
吉見町	令和八年七月二日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	吉見町役場庁舎北側駐車場

						入間市	鶴ヶ島市	三芳町	川島町
	令和八年七月十七日	令和八年七月十六日	令和八年七月十五日	令和八年七月十四日	令和八年七月十三日	令和八年七月十日	令和八年七月八日	令和八年七月七日	令和八年七月三日
	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで
	宮寺・二本木地区センター 駐車場	藤沢地区センター 駐車場	旧市民会館駐車場	東金子地区センター 駐車場	文化創造アトリ エ・アミーゴ駐車場	金子地区センター 駐車場	鶴ヶ島市役所来庁 者用駐車場	三芳町役場庁舎第一駐車場（西側）	川島町地域活動センターイースト南側駐車場

		東松山市		坂戸市
令和八年八月六日		令和八年八月五日		令和八年七月二十一日から同月二十三日まで
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午後一時から三時まで	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで
大岡市民活動センター ター駐車場		唐子市民活動センター ター駐車場	野本市民活動センター ター駐車場	松山市民活動センター ター駐車場
				坂戸市文化会館大 駐車場

告示

埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和八年四月十七日

埼玉県計量検定所長 深野成昭

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
東秩父村	令和八年五月二十六日から八月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
越生町	令和八年五月二十八日から八月二十七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
戸田市	令和八年六月二日から九月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
蕨市	令和八年六月四日から九月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
鳩山町	令和八年六月八日から九月七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

東松山市	坂戸市	入間市	鶴ヶ島市	三芳町
令和八年八月三日から十一月二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和八年七月二十一日から十月二十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和八年七月十日から十月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和八年七月八日から十月七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和八年七月七日から十月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同	同	同	同	同

告 示

埼玉県労働委員会告示第三号

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、埼玉県労働委員会あつせん員候補者の氏名等を次のとおり公示する。

令和八年四月十七日

埼玉県労働委員会会長 甲 原 裕 子

氏名	現職（又は前職）	主要経歴	委嘱年月日
甲原 裕子	弁護士 埼玉県労働委員会公益委員	さいたま家庭裁判所家事調停委員（現）	令和8年 4月1日
山下 三佐子	弁護士 埼玉県労働委員会公益委員	さいたま地方裁判所熊谷支部及び熊谷 簡易裁判所民事調停委員（現）	〃
山崎 仁枝	埼玉県労働委員会公益委員 （埼玉県県民生活部副部長）		〃
村上 文	埼玉県労働委員会公益委員 （帝京大学法学部教授）	厚生労働省埼玉労働局長	〃
荒木 直人	弁護士 埼玉県労働委員会公益委員	さいたま地方裁判所民事調停委員及び さいたま家庭裁判所家事調停委員（現）	〃
今井 信博	日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長 埼玉県労働委員会労働者委員	JAM埼玉県連参与（現）	〃
藤田 省吾	埼玉県労働組合連合会議長 埼玉県労働委員会労働者委員	日本医療労働組合連合会中央執行委員	〃
前原 朝子	自治労埼玉県本部中央執行委員長 埼玉県労働委員会労働者委員	日本労働組合総連合会埼玉県連合会副 会長（現）	〃
鈴木 裕幸	埼玉県電力関連産業労働組合総連合会会長 埼玉県労働委員会労働者委員	日本労働組合総連合会埼玉県連合会副 会長（現）	〃
楠本 敏久	U Aゼンセン埼玉県支部支部長 埼玉県労働委員会労働者委員	日本労働組合総連合会埼玉県連合会副 会長（現）	〃
廣澤 健一	一般社団法人埼玉県経営者協会業務執行 理事・専務理事・事務局長 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社埼玉りそな銀行秩父支店長	〃
町田 伸吉	町田ローソク株式会社代表取締役会長 埼玉県労働委員会使用者委員	伊奈町商工会顧問（現）	〃
松川 晃代	株式会社東立製作所代表取締役社長 埼玉県労働委員会使用者委員	埼玉地方労働審議会委員（現）	〃
田中 憲子	株式会社サマリア代表取締役 埼玉県労働委員会使用者委員	越谷市葬儀協同組合代表理事（現）	〃
石田 勝之	サイボー株式会社顧問 埼玉県労働委員会使用者委員	日本大学国際関係学部特任教授	〃
久保 佳代子	埼玉県労働委員会事務局長		〃
安部 里佳	埼玉県労働委員会事務局副事務局長兼審査 調整課長		〃
松本 由美子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹		〃
江森 昌子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹		〃

正 誤

埼玉県公安委員会規則第一号（令和八年三月六日第六九九号）中訂正

ページ 行

四 上から五及び六

誤

第63条の3第1項中「警備課」を「警備第二課」に改め、同条を第63条の4とし、第63条の2を第63条の3とし、第63条の次に次の1条を加える。

正

第63条の3第1項中「警備課」を「警備第二課」に改め、同条を第63条の4とし、第63条の2第1項中「警備課」を「警備第一課」に改め、同条を第63条の3とし、第63条の次に次の1条を加える。